

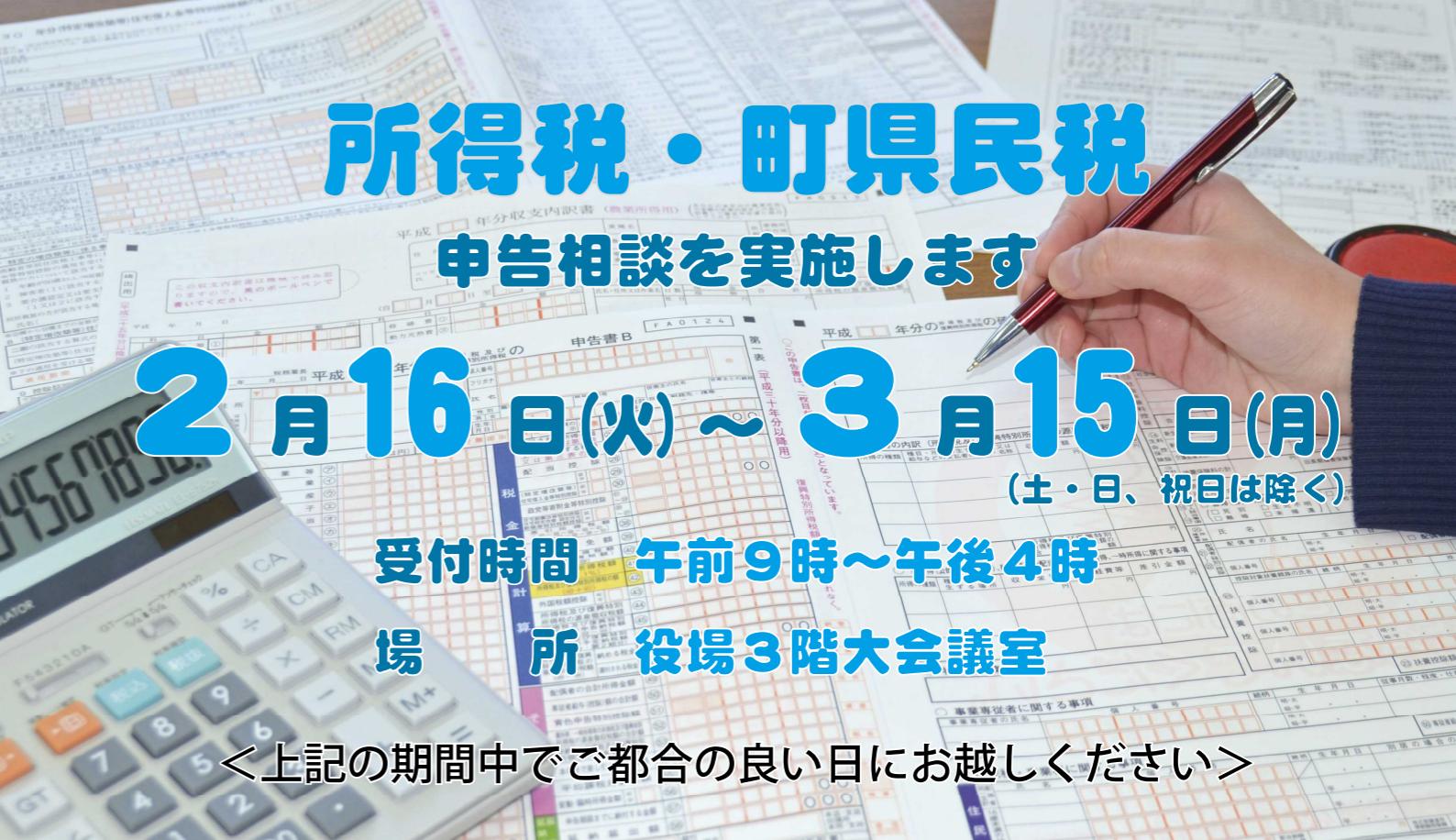
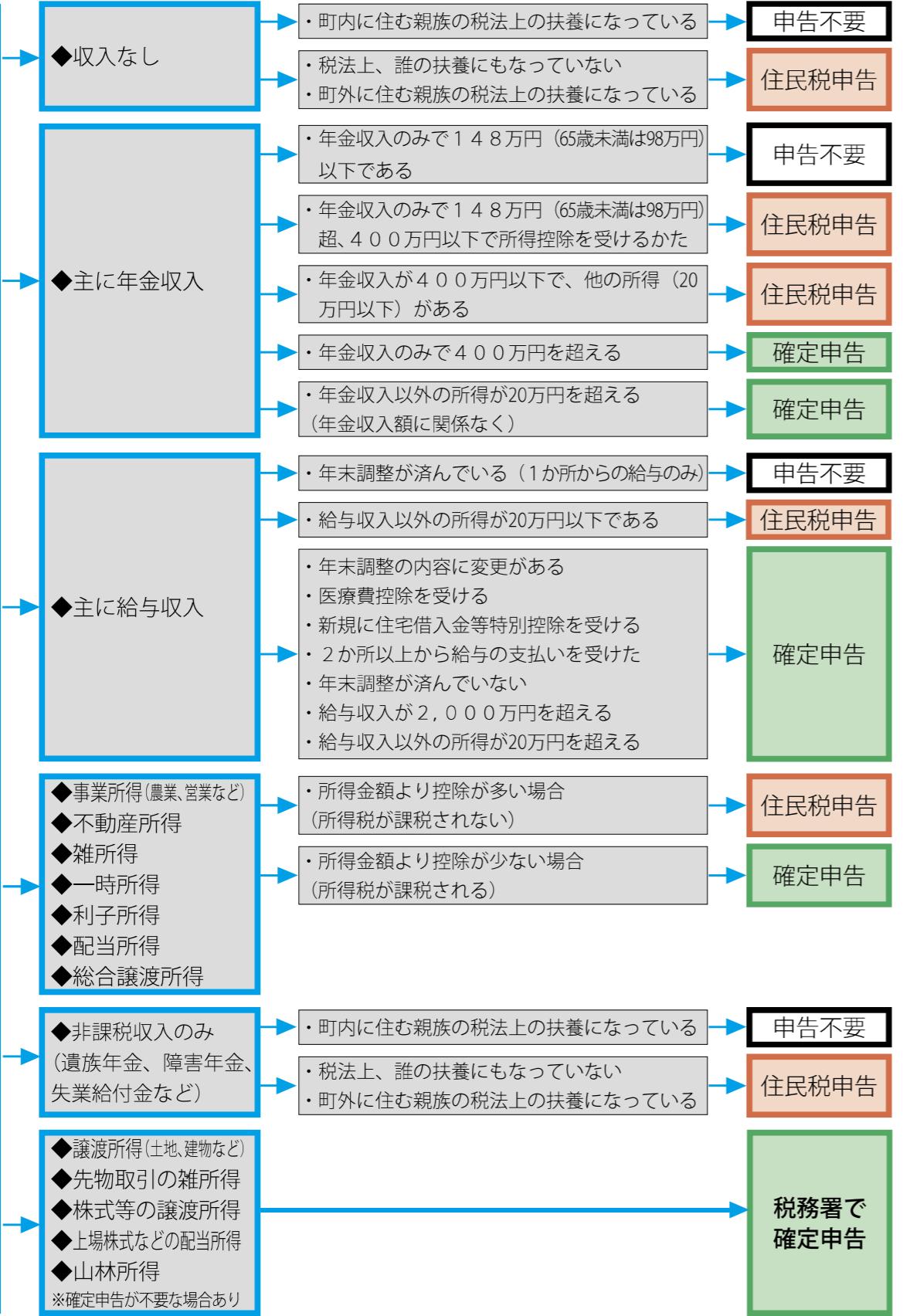
スタート



あなたに必要な申告を、 フローチャートで確認してみましょう

令和3年1月1日現在
板倉町に住んでいた

令和3年1月1日に住んでいた市町村に申告してください
板倉町への申告は必要ありません



所得税・町県民税 申告相談を実施します

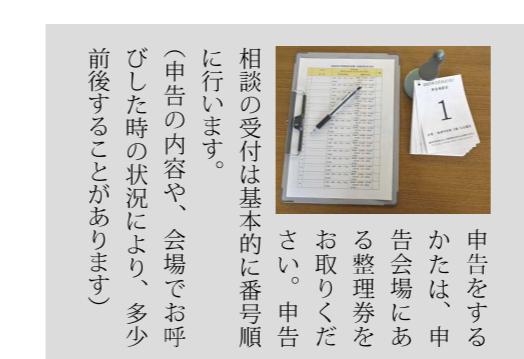
2月16日(火)～3月15日(月)
(土・日、祝日は除く)

受付時間 午前9時～午後4時
場所 役場3階大会議室

<上記の期間中でご都合の良い日にお越しください>

- 申告が必要なかた
 - 令和3年1月1日現在、板倉町に在住していたかたで、次のいずれかに該当するかた
 - 事業、農業、不動産、配当などの所得があるかた
 - 給与収入が2千万円を超えるかた
 - 給与収入・年金収入以外に所得があるかた
 - 給与収入・年金収入以外に所得があるかた
 - 給与収入が2,000万円を超えるかた
 - 給与収入以外の所得が20万円を超えるかた
 - 給与収入以外の所得が20万円以下である
 - 年末調整が済んでいる(1か所からの給与のみ)
- 申告が必要なもの
 - 収入が確認できる書類
 - 収入は公的年金のみで、年金の源泉徴収票に記載された以外の控除が無いかたで、勤務先が給与支払報告書を町へ提出するかた
 - 収入が確認できる書類
 - 収入は給与のみで、年末調整が済んでいて、給与の源泉徴収票に記載された以外の控除が無いかたで、勤務先が給与支払報告書を町へ提出するかた
 - 収入が確認できる書類
 - 収入は公的年金のみで、年金の源泉徴収票に記載された以外の控除が無いかたで、勤務先が給与支払報告書を町へ提出するかた

- 申告用紙が必要な場合
 - 現在、館林税務署からは原則的に確定申告用紙をお送りしています。
 - 確定申告用紙が必要な場合には、館林税務署、役場税務課または町内各公民館にありますのでご利用ください。
- 申告のお知らせはがきをお送りしています。
 - 現在、館林税務署からは原則的に確定申告用紙をお送りしています。
 - 確定申告用紙が必要な場合には、館林税務署、役場税務課または町内各公民館にありますのでご利用ください。
- 申告相談会場では、検温を実施します。37・5℃以上の場合は、入場をお断りします。また会場内では常時マスクの着用をお願いします。
- 問合せ 住民税係
 - 記号: 82-16127



申告をするかたは、申告会場にあらる整理券をお取りください。申告相談の受付は基本的に番号順に行います。(申告の内容や、会場でお呼びした時の状況により、多少前後することがあります)

期限内に申告をしましょう

所得税・町県民税(住民税)の申告は、町県民税だけではなく、国民健康保険税や介護保険料などの算出基礎になります。本人が国民健康保険や介護保険に加入していないなくても、同じ世帯に加入しているかたがいる場合には、申告の内容によって、保険税などの軽減措置が受けられる場合があります。忘れずに申告をしましょう。

をするかた(e-Taxでの電子申告を含みます)

※これらは一例です。申告が必要なのか、何を用意すればよいか、ご不明なたは、住民税係までご相談ください。

注意

※現在、館林税務署からは原則的に確定申告用紙をお送りしています。